

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日曜、
祭日、
休日、
がと日
の翌
日)

目 次

- ◇規 則 鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 救急病院の指定
結核予防法による医療機関の指定
- 土地改良事業計画の決定
- 土地改良事業の適否の決定
- 土地改良区の設立の適否の決定
- ◇選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◇教委規則 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
- ◇正 誤 昭和四十四年八月鳥取県告示第四百五十六号中訂正

規 則

鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年八月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十八号

鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則

鳥取県地方機関等事務決裁規則（昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二地方農林振興局長の項第三十号を次のように改める。

三十 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第六条第一項の規定による入会林野整備計画の適否の決定及びその旨の通知

(二) 第十四条第一項の規定による入会林野整備計画に係る土地の分割又は合併の手續

(三) 第十四条第二項の規定による入会林野整備計画に係る土地についての登記の嘱託

(四) 第十四条第三項の規定による権利の取得に関する登記の嘱託

(五) 第二十三条第二項において準用する第十四条の規定による旧慣使用林野整備計画に係る土地についての登記及び権利の取得に関する登記の嘱託

別表第二地方農林振興局長の項第五十一号中(三)を(二)とし、(二)を(三)とし、(一)を(二)とし、(一)として次のように加える。

(一) 第二条の規定による県営土地改良事業の施行に係る地域内の土地及び建物についての登記の嘱託

別表第二土木出張所長の項第二十二号を次のように改める。

二十二 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第五十三条第一項の規定による都市計画法施設の区域内における建築物の建築の許可（第五十五条第一項の規定により都市計画法施設の区域内の土地で知事が指定したものの区域内における建築物の建築に係るものを除く。）

(二) 第六十五条第一項の規定による都市計画事業地内における事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更等の許可

(三) 第六十五条第二項の規定による施行者の意見の聴取

(四) 第八十一条第一項の規定による許可等の取消し、変更等のうちの号の(一)又は(二)により許可したものに係る取消し、変更等

(五) 第八十一条第二項の規定による聴聞の実施のうちこの号の(四)により許可の取消し、変更等をしようとする者に係る聴聞の実施

(六) 第八十二条第一項の規定による立入検査のうちこの号の(四)による許可の取消し、変更等を行なうための立入検査

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

鳥取県告示第四百七十九号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に規定する救急病院を次のとおり定めしたので、同省令第二条の規定により告示す

る。

昭和四十四年八月十九日

又ひ市街地内各戸上

鳥取県知事 石 破 二 朗

倉吉市明治町一〇三一ノ五

医療法人里仁会 北 岡 病 院

鳥取県告示第四百八十号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十四年八月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	開設者
昭和四十四年八月一日	藤 田 医 院	岩美郡岩美町大字浦富字竹ヶ下一〇三〇番地の二二	藤 田 力
"	田 中 病 院	鳥取市本町四丁目三二〇	田 中 輝 彰

鳥取県告示第四百八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十四年三月十三日付で西伯郡会見町天萬一〇〇三遠藤種郎ほか七十六人の者から申請のあつた原営で行なう土地改良（会見地区は場整備）事業に係る土地改良事業計画を定めしたので、同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年八月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良(ほ場整備)事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十四年八月十九日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

米子市役所、西伯町役場、会見町役場及び岸本町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百八十二号

昭和四十四年三月三十一日付けで湯山土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良(山湯山地区農道整備)事業については、審査の結果その計画を適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年八月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十四年八月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美郡福部村大字細川六六三ノ五

湯山土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百八十三号

昭和四十四年六月四日付けで岩美郡福部村大字左近一四九番地前田栄吉ほか十四人の者から申請のあつた左近土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年八月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十四年八月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

福部村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百八十四号

昭和四十四年三月三十一日付けで八頭郡八東町大字島百七十番地山根昭二ほか十四人の者から申請のあつた島土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年八月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び定款の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和四十四年八月十九日から二十日間とする。
- 三 縦覧に供する場所
八東町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十五号

昭和四十四年第六回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十四年八月十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】

- 一日時 昭和四十四年八月二十日 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地
鳥取県選挙管理委員会委員室
- 三 議題 明るく正しい選挙推進指導者研修会（前期分）の結果について

教育委員会規則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年八月十九日

鳥取県教育委員会委員長 君 野 秀 三

鳥取県教育委員会規則第七号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和三十二年十一月鳥取県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第三初任給基準表中 「一九、二九八円」を「二〇、二〇四円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十四年四月一日から適用する。

正 誤

昭和四十四年八月鳥取県告示第四百五十六号（道路の位置の指定について）中次の箇所誤りがあつたので、訂正する。

九 頁 段 誤 正
上 鳥取市福吉町 倉吉市福吉町